平成 28 年 2 月 23 日（火）
午後 2 時 30 分
教育委員室（低層棟 3 階）

第 4 回　吹田市総合教育会議

次第

１　いじめ防止基本方針の策定について

２　総合教育会議を踏まえた平成 28 年度予算編成について

３　第３次生涯学習推進計画について

４　その他

配布資料

資料１　吹田市いじめ防止基本方針（案）

資料２　総合教育会議を踏まえた平成２８年度予算編成（案）

資料３　第３次吹田市生涯学習（楽習）推進計画（案）

資料１

吹田市いじめ防止基本方針（案）

平成２８年５月

吹田市・吹田市教育委員会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第１ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
Ⅰ いじめの定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
Ⅱ 基本理念及び基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
１ いじめは絶対に許されない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２
２ 対等で豊かな人間関係を築く ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
３ 地域社会全体で取り組む ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

第２ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
Ⅰ いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策 ・・・・ ３
１ いじめの防止等のための組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ３
２ いじめの防止等のために実施する施策 ・・・・・・・・・・・・ ４

Ⅱ いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策 ・・ ７
１ 学校いじめ防止基本方針の策定 ・・・・・・・・・・・・・・・ ７
２ いじめ防止等に取り組む組織の整備 ・・・・・・・・・・・・・ ７
３ いじめの未然防止の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７
４ いじめの早期発見の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
５ いじめへの対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

Ⅲ 重大事態への対処 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
１ 重大事態の報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
２ 調査の主体と組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９
３ 調査結果の報告及び提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０
４ 市長の再調査等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

第３ その他いじめの防止等のための対策に関する事項
Ⅰ 取組の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０

日常のいじめ事案の対応イメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １１
いじめの重大事態への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １２

はじめに

なぜ「いじめ」という事がおこるのでしょうか？人は集団として日々の生活を過ごす中で、自分と他者との共通点や相違点を見つけることで自分の存在に安心感を得たり、他者との比較で劣等感を持ちます。

人は、人として成熟する歴史において、生きるための競争から「いじめ」が生まれ、それを防ぐために倫理と知性を培ってきました。私たちは、これからも教育という手段で、子ども達が「人」たる社会性を身に付けるための働きかけを続けます。

いじめは、人の心や体、人格を傷つけるだけでなく、生命を脅かす重大な危険を生じさせるものであり、深刻な人権侵害です。
いじめを未然に防ぐためには、いじめが絶対に許されない行為であることを、幼い子どものうちに心と体で覚えることが必要であり、学校教育が大きな役割を果たします。

これまで、本市においても教育委員会を中心として、いじめはいじめを受けた児童・生徒の人権や教育を受ける権利をも著しく侵害する問題であるとし、いじめはいかなる場合でも許されないという児童生徒の意識を醸成し、いじめの芽を摘むことをめざしてきました。そして、いじめ撲滅に向けた信念を持っていじめ事象に対応し、未然防止、早期発見、早期対応を図るよう、各学校に指導の徹底を図ってきたところです。

平成25年６月28日、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、同年９月28日に施行されました。本基本方針は、法の第12条の規定や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 策定）の内容を踏まえ、これまで教育委員会が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校における取組を明確に整理し、組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携等一層の取組の強化を図るため、いじめ防止等のための対策の基本的な方針として策定するものです。
この方針に基づき、いじめ防止のために、吹田市内のすべての学校や関係機関をはじめとして、吹田市全体でいじめ問題の克服に向けて取り組んでいくものとします。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

Ⅰ　いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜いじめ防止対策推進法　第2条＞

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係をさします。

また「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味します。

Ⅱ　基本理念及び基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなること、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であることを十分に理解できるようにすること、及び家庭、学校、地域、その他の関係機関との連携のもと、いじめ問題を克服することを旨として行わなければなりません。

以上の基本理念を踏まえ、次のような基本的な考え方に基づき、いじめ防止等のための対策を推進します。

１　いじめは絶対に許されない

いじめは、どの学校にも起こりうることであり、全ての児童生徒に関係する問題である。またその子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な育成に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。そのため、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢を持ち、加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許されません。

２　対等で豊かな人間関係を築く

全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的に受け止めることができるような、豊かな感性を身につけていくことが重要です。あわせて、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成し、子どもたちの自発的な活動によるいじめ防止の取組を推進することが必要です。

そのためにも、学校においては、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く継続的に行っていきます。

３　地域社会全体で取り組む

いじめは学校内外を問わずに起こりうる問題です。いじめ防止に向けて、学校・家庭・地域など、すべての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たし、一体となって真剣に取り組むことが重要です。

そのためにも、市と教育委員会が連携し、地域社会全体でいじめを許さない環境（雰囲気）を生み出し、「オール吹田」でいじめ防止等の取組を推進することが必要です。

第２ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

Ⅰ　いじめの防止等のために市や教育委員会が実施する施策

１　いじめの防止等のための組織

（１）いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係諸機関等」という。）の連携を図るために、「吹田市いじめ対策連絡会」において、いじめの防止等に関係する事項について、学校・関係諸機関・教育委員会の連携を図ります。

その構成員は、吹田警察署、吹田子ども家庭センター、茨木少年サポートセンター、吹田市少年補導協助員、吹田市立教育センター、青少年室、学校教育部指導室（事務局）等とします。

（２）「吹田市いじめ対策連絡会」において、いじめ防止等について主に以下

の内容を担うものとします。

① 学校と関係諸機関と教育委員会との情報の交換及び共有化を図り、連携及び協力を推進すること。

② その他いじめ問題等の早期発見、早期対応等の指導・助言に関すること。

（３）教育委員会に設置している、「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」において、いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行います。

その構成員は、教育委員会事務局、弁護士、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者とします。

（４）「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」は、主に以下の内容を担うものとします。

① 本市におけるいじめの状況について把握し、分析するとともに、本基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を検討するために専門的知見を与えること。

② 関係各課等での取組について、報告・連絡・調整を行い、情報共有を図ると共に、課題解決に向けた具体的方策等について検討すること。

③ 校長指導連絡会、教頭指導連絡会、研修会等で、いじめ・不登校・虐待防止の解決に向けた提言等を行うこと。

④ 教育相談室の設置、カウンセリング研修の実施、教育相談事業の企画、その他課題解決に向けた新たな事業について検討し、事業の実現に向けて推進を図ること。

⑤ 市立学校におけるいじめについて、学校から重大事態の報告を受けた場合、必要な場合に教育委員会としての調査組織となること。

なお、調査を行う場合には、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないもの（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性、中立性を確保するように努めるものとします。

２ いじめの防止等のために実施する施策

（１）いじめの防止に関する施策

① いじめの未然防止の原点は、児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動の推進であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援します。

② いじめ防止等のための対策が、関係諸機関・学校・家庭・地域間の連携のもと適切に行われるように、その他必要な体制を整備するとともに、より多くの大人が児童等の悩みや相談をうけとめることができるように、家庭や地域の関係団体との連携を促進します。

③ 学校におけるいじめの防止等の取組状況を点検するとともに、その取組の充実を図るための教職員の資質向上及び学校の生徒指導体制の充実に資するため、指導主事による定期的な学校訪問や、いじめの防止、子どもの自尊感情の高め方等を内容とした教職員研修を行います。

④ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行います。

⑤ 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止や早期解決に向け効果的に対処するため、大阪府教育委員会、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構築されます「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」※1との連携を促進します。

※1：インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと。

⑥ 生徒会担当者会において、各学校のいじめ撲滅に関する取組等を交流することにより、児童生徒が自ら「いじめは許さない」という質の高い集団をつくる雰囲気の醸成を図ります。児童会及び生徒会活動を活性化し、また「中学生主張大会」等において、「いじめ撲滅宣言」やいじめに関する発表を通して、各学校の児童生徒の自主活動の活性化を図ります。

⑦ 本市が進める小中一貫教育において、中学校ブロックで、小・中学校の生徒指導の連携を深め、組織的な対応の充実を図るとともに、地域・家庭環境等を踏まえた上で、いじめの情報や対応を共有し、いじめの未然防止、早期解決を図ります。

（２） いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策

① 出張教育相談事業や子どもサポートチーム事業において、すべての学校に、心理や福祉の専門家（出張教育相談・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）を配置し、組織的な対応ができるよう、学校の取組を支援します。

② 学校に対して、児童生徒等に対する「生活アンケート」等に市としての

共通項目を設定した定期的な調査を行うなど、いじめを早期発見するために必要な措置を講ずるよう支援します。

③　いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図ります。

大阪府におけるいじめの相談窓口
・すこやかホットライン（子ども向け）０６－６６０７－７３６１
・さわやかホットライン（保護者向け）０６－６６０７－７３６２
・しなやかホットライン（教職員向け）０６－６６０７－７３６３

吹田市におけるいじめの相談窓口
・吹田市教育センター　電話相談　０６－６３８４－４４８８
　　いじめの悩み相談　０６－６３３７－５４１１

（３）　いじめに対する措置

【参考】
　学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。　〈いじめ防止対策推進法第23条 第2項〉

①　法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を執ることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。また、いじめを行った児童生徒に対しても、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行います。

②　いじめを受けた児童生徒の心のケアに努めるとともに、いじめを行った児童生徒に対しても、成長を促すための適切な指導・支援が行われるよう学校と連携し、対策を講じます。

③　いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために万全を期すとともに、犯罪行為として取扱われるべきいじめについては、学校及び警察等と連携して速やかに対処します。

④　障がいのある児童生徒へのいじめが生起した場合には、当該児童生徒等が自分の状況を説明しづらいケース等もあることを踏まえ、当該児童生徒が安心できる関わり方等、特段の配慮をもって対処します。

Ⅱ　いじめの防止等のために市立小中学校において実施する施策

１　学校いじめ防止基本方針の策定

国や市の基本方針を踏まえ、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な方向や取組の内容について「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校のホームページ等で公開し、児童生徒、保護者、地域に広く示します。

２　いじめ防止等に取り組む組織の整備

学校では、これまでも「いじめ不登校対策委員会」等を設置し、いじめの防止に取り組んできましたが、さらに実効的に対策を行うため、心理や福祉の専門家（出張教育相談員・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者を加えた「いじめ対策委員会」として整備し、その組織の充実を図ります。ただし、名称については学校いじめ防止基本方針において各学校が定めます。

３　いじめの未然防止の取組

（１）児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として大切にされ、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することが、いじめの未然防止の原点であることを認識し、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。

（２）児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、総合的人間力の育成の理念を踏まえた教育活動を推進します。

（３）児童生徒による自発的ないじめ防止の取組を促すため、児童生徒の自主的な企画、運営によるさまざまな活動を促進します。

（４）いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権侵害であるという認識を共有し、教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持つことができるよう、大阪府教育委員会作成の「いじめ対応マニュアル」や「いじめ対応プログラムⅠ・Ⅱ」の活用や体罰防止等の内容も含めた校内研修の充実を図ります。

（５）とりわけインターネット等を通じて行われるいじめの報告が増加していることから、その未然防止については、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」等や外部講師による授業等を活用し、児童生徒に対して計画的に指導を行います。

（６）家庭や地域等に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、学校便りやホームページ等により啓発活動を行うとともに、いじめに対する学校の取組についても理解を得るよう努めます。

４　いじめの早期発見の取組

いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する「学校生活アンケート」等による定期的な調査や、児童生徒との個別面談その他の必要な取組を行います。

５　いじめへの対処

（１）いじめが認知された場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止のための校内組織において、速やかに対応策を協議します。その場合、多方面からの情報を収集、整理し、全体像を把握したうえで、共通理解を図るとともに、解決に向けた手順と方針を決定します。

（２）いじめを受けた児童・生徒に対しては、その安全を守るとともに、事情や心情を聴き取り、状況に応じたケアを行います。あわせて保護者に経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の思いを受け止め、解決に向けての協力を求めます。

（３）加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたります。安易な謝罪で解決とするのではなく、相手の心の痛みを理解させ、児童生徒が自己と向き合い、素直に振り返ることができるよう継続して指導します。あわせて加害児童生徒の保護者にも経過や学校の方針を丁寧に説明し、保護者の責任を果たすことができるよう促し、学校の指導に対して協力を求めます。

（４）いじめが暴行や傷害などの犯罪行為に当たると認められる場合や、児童生徒の生命・身体・財産に重大な被害が及ぶ場合には、被害児童生徒を守るために、警察その他関係機関と連携し、迅速に対応します。この場合、学校が指導を委ねるのではなく、学校の指導のもと被害者の意向にも配慮したうえで、連携します。

（５）認知されたいじめにおいて、加害、被害のどちらにもあたらない児童生徒への指導については、「傍観者」や「観衆」的な立場について理解を促すとともに、学級や学年全体に対する指導を行います。

Ⅲ　重大事態への対処

【参考】重大事態とは
一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
〈いじめ防止対策推進法第28条第１項〉

１　重大事態の報告

重大事態が発生したときは、校長は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は市長に事態発生について報告します。

２　調査の主体と組織

（１）　学校が主体となって調査を行う場合

学校は常設している「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」が調査を行います。その際、教育委員会は必要に応じ、校長に助言を行います。また、当該重大事態と同種事態の発生防止に資するため、質問票の使用等の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

（２）教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応および同種事態の発生防止に十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査を行います。

その場合、教育委員会に設置している「いじめ・不登校・虐待防止対策委員会」を活用します。

３　調査結果の報告及び提供

調査結果は、速やかに報告を行います。学校が主体となって調査を実施した場合、校長は、教育委員会を通じて市長に報告を行います。また、教育委員会が主体となった場合も、教育委員会が市長に報告を行います。

当該調査に係る重大事態の事実関係等の情報については、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し説明を行います。ただし、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。

４　市長の再調査等

（１）　再調査の方法

①　市長は、前記３の結果報告を受けた際、当該報告に係る重大事態への対応および同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を命じることができます。

②　再調査は、「吹田市いじめ対策連絡会」の調査部会が行います。調査にあたっては、公平性・中立性を確保するよう努めます。

③　調査結果については、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。ただし、他の児童生徒等のプライバシーの保護に十分配慮するものとします。

第３　その他いじめの防止等のための対策に関する事項

Ⅰ　取組の検証

教育委員会は、本基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているかを、修正を含めて検証するものとします。

学校は、いじめ防止等に向けた取組について、年間計画やそれぞれの取組を学校評価を用いる等の方法も取り入れながら毎年検証を行い、いじめ防止基本方針を見直し、教育委員会及び保護者、地域に周知します。

日常のいじめ事案の対応イメージ

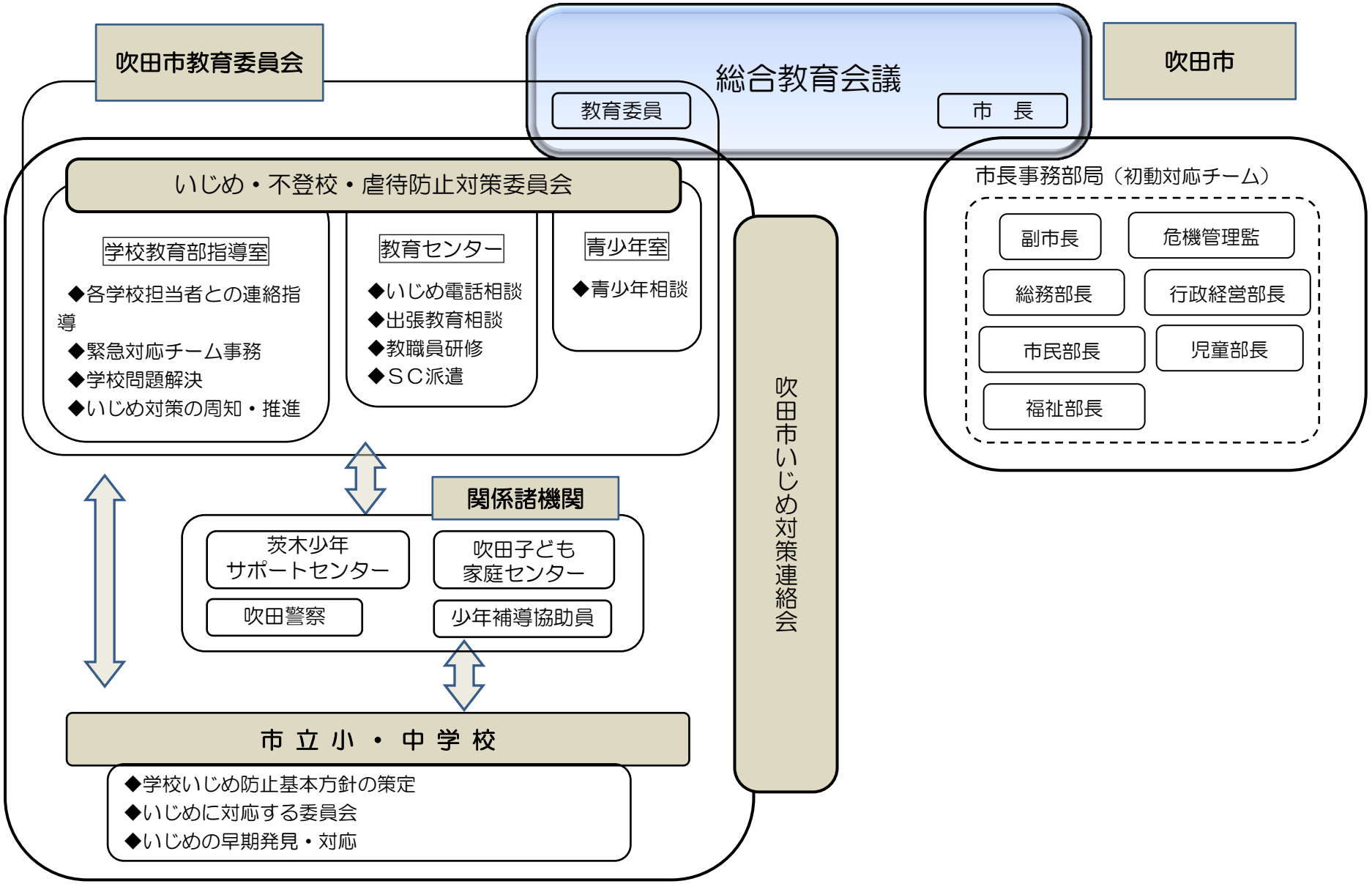

いじめの重大事態への対応

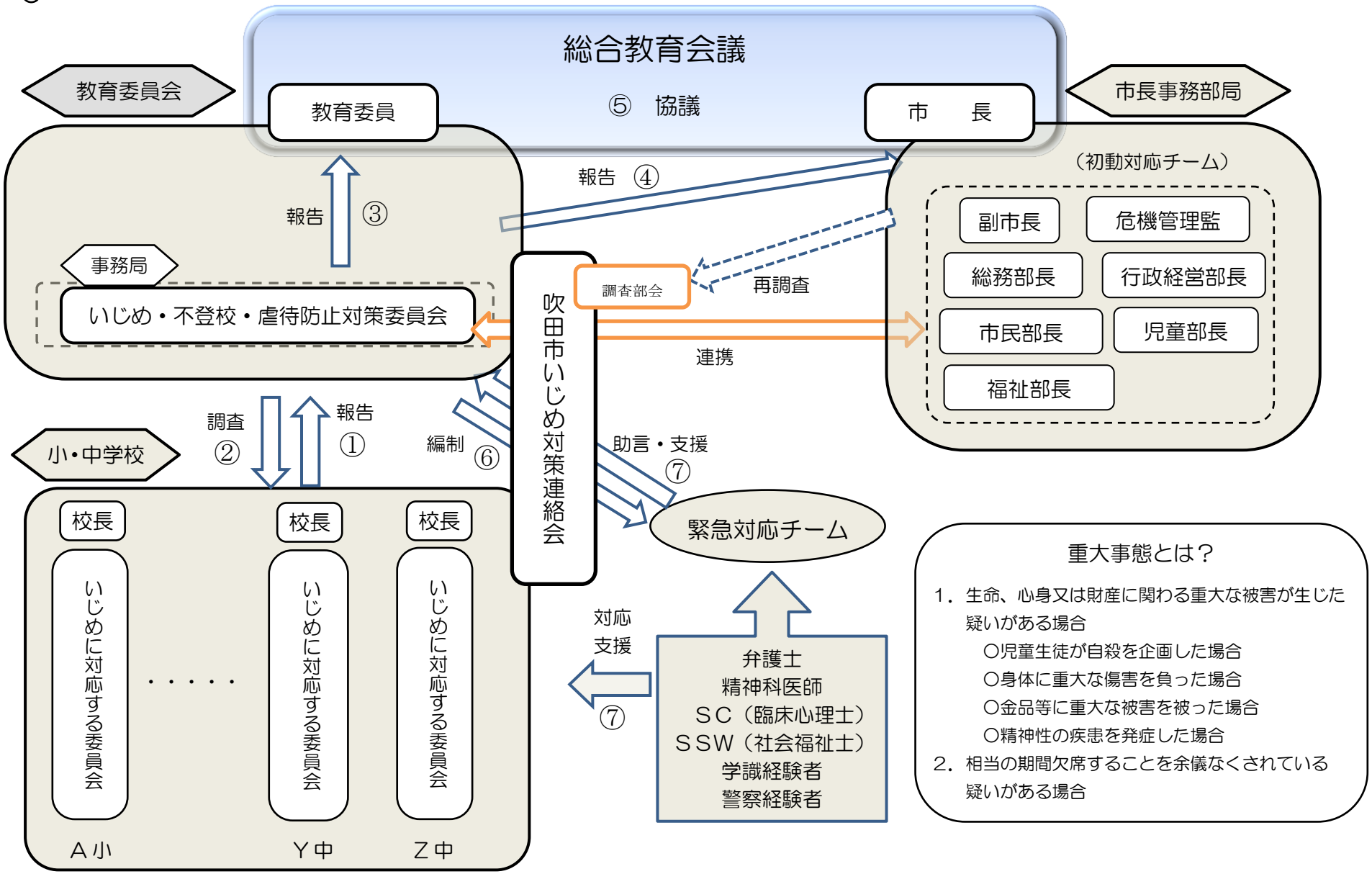

重大事態とは？

1．生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合
　○児童生徒が自殺を企画した場合
　○身体に重大な傷害を負った場合
　○金品等に重大な被害を被った場合
　○精神性の疾患を発症した場合
2．相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

資料２

総合教育会議を踏まえた平成２８年度予算編成（案）

１．子どもサポートチーム事業　拡充

（H27 年度予算額：18,102 千円、H28 年度予算額：30,479 千円）

ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）を、中学校ブロックあたり週６時間から週１０時間に増やすことに加え、緊急事態に対応するための配置として１ブロックあたり年間６時間としていたものを年間１５時間に増やします。

また、大学院生以上の者で、福祉機関との連携に知識・経験があり、将来ＳＳＷをめざしている人材をＳＳＷサポーターとして６名配置します。

２．小規模校支援事業　新規　（H28 年度予算額：8,985 千円）

学校力を低下させない学校体制を構築するために、小規模校２校に、人的支援として教員１名ずつを加配します。

３．読書活動支援者配置事業　拡充

（H27 年度予算額：15,978 千円、H28 年度予算額：52,178 千円）

現在、小学校２校に１人の読書活動支援者を配置していますが、１校１人の専任配置とするとともに、１日４時間から６時間に配置時間を増やします。また、契約期間も８か月から９か月に延長します。さらに、資格要件を求めることにより、時間単価を９４６円から１，０００円に増額します。

４．英語教育推進事業　拡充

（H27 年度予算額：53,565 千円、H28 年度予算額：57,886 千円）

小・中学校における外国語（英語）教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進するために、来年度配置の小学校の英語指導助手数を現在の４名から７名に増員します。

中学校においてはこれまで通り、英語指導助手を各校に１名、５ヶ月間配置します。

５．小学校英語マスター事業　新規（H28 年度予算額：6,385 千円）

全小学校６年生を対象に、エキスポシティのOSAKA　ENGLISH　VILLAGE（オオサカ　イングリッシュ　ビレッジ）において、１月中旬から２月下旬の間に、吹田独自のプログラムの英語体験授業を開催します。

資料３

第3次吹田市
生涯学習（楽習）
推進計画（案）

吹田市生涯学習推進本部

目　次

基本構想

第1章　計画の目的と経緯 …… 2
　1　計画の目的 …… 2
　2　これまでの計画 …… 2
　3　生涯学習に関する答申や法律の改正 …… 2
　4　第3次計画を策定するに向けての方針 …… 3
第2章　計画の位置づけと期間 …… 4
　1　計画の位置づけ …… 4
　2　計画の期間 …… 4
第3章　生涯学習の定義 …… 5
　1　生涯学習とは …… 5
　2　様々な生涯学習活動 …… 5
第4章　生涯学習推進の意義 …… 7
　1　高まる生涯学習の必要性 …… 7
　2　現代的課題に対応した学習 …… 7
　3　スポーツを取り入れた学習の推進 …… 8
　4　循環型の生涯学習 …… 8
第5章　生涯学習推進施策の基本的視点 …… 9
第6章　吹田市の特長と行政の役割 …… 10
　1　吹田市の特長的な学習資源 …… 10
　2　生涯学習推進のための行政の役割 …… 10
第7章　これからの生涯学習 …… 12

基本計画

施策体系 …… 14
基本方向Ⅰ　推進体制の整備 …… 15
基本方向Ⅱ　活動の支援 …… 18
基本方向Ⅲ　活動の場の整備 …… 27
基本方向Ⅳ　広範な学習機会づくり …… 30
基本方向Ⅴ　スポーツを通じた学習の推進 …… 37

はじめに

本市が最初の生涯学習推進計画を策定してから ２０年が経ちました。この間、「生涯学習」の意義が、「学び、自己を向上させる」ことから、「人生を楽しみ、より豊かにする」ことへと、変わってきたと実感しています。

ニーズの変化、高まりに合わせるように、学びの機会も様々な形で増えてきました。座学だけではなく、スポーツ、まち歩き、ボランティア、踊り、歌、音楽、絵画、写真、彫刻、書道など、多種多様な学びの場があり、それぞれに仲間が集まっています。

そうした中、これからの生涯学習施策を進める上で、行政が担うべき役割、力点を置くべきポイントとしては、市民の皆様が「楽しく」学び続けていけるようサポートしていくことだと考えています。楽しみがなければ、長く続けることはできません。そこで、今回策定した第３次の計画のタイトルには、「生涯学習（楽習）」との表現を盛り込みました。

社会とつながり、生き生きと暮らしていくには、「会う人、する事、行くところ」が身近にあることがとても重要です。「する事」とりわけ「楽しめること」があってこそ、仲間と出会うことができ、また、出掛けて行ける場所が見つかるともいえます。本計画のもと、今後とも、市民の皆様の「楽習」のサポートに努めてまいりたいと存じます。

また、本市は５大学１研究機関という学習資源に恵まれたまちです。昨年１０ 月には「市立吹田サッカースタジアム」が完成し、ガンバ大阪の活躍はもとより、世界トップレベルの試合の開催も期待されているところです。こうした施設も含め、多彩な学びの場が豊富であるという本市の強みを存分に生かしつつ、生涯学習活動の輪をさらに大きく広げ、お一人でも多くの方の日々の暮らしに彩りを添えることができれば幸いです。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力をいただきました、社会教育委員の皆様をはじめとする関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

平成 28 年(2016 年)３月

吹田市生涯学習推進本部長
吹田市長　後藤　圭二

基本構想（案）

第１章　計画策定の目的と経緯

第２章　計画の位置づけと期間

第３章　生涯学習の定義

第４章　生涯学習推進の意義

第５章　生涯学習推進施策の基本的視点

第６章　吹田市の特長と行政の役割

第７章　これからの生涯学習

第１章

計画策定の目的と経緯

１　計画の目的

第３次吹田市生涯学習（楽習）推進計画は、市民の様々な生涯学習活動を支援することを目的とし、「学んだ後の活動の場の提供」、「現代的課題に応じた講座の提供」、「スポーツを取り入れた学習」などの項目を新たに盛り込みながら「いつでも、どこでも、だれでも」生涯学習活動に取り組める環境づくりを整えます。

２　これまでの計画

吹田市生涯学習推進計画につきましては、生涯学習の都市（まち）づくりをめざし施策の方向を明らかにするため、平成７年(1995年)10月に策定しました。

その後、吹田市生涯学習推進計画の策定から10年を経て、社会情勢の変化から学習意欲の高まりや、学習のニーズの多様化、専門化などが進み、これらの変化に対応するため、学んだ人が学習の受け手にとどまらず社会の創り手としてその成果を社会に発信することの支援などを盛り込み、第２次吹田市生涯学習推進計画を平成18年(2006年)３月に策定しました。第２次吹田市生涯学習推進計画では、「緊密な連携・協働による推進体制づくり」「生涯学習推進のための基盤整備」「広範な学習機会づくり」の施策体系に基づき、取組を進めてきました。

３　生涯学習に関する答申や法律の改正

第３次吹田市生涯学習（楽習）推進計画を策定にするにあたっての主な背景としましては、第２次生涯学習推進計画策定後に、生涯学習に関する答申や法律の改正がありました。

平成18年(2006年)12月の教育基本法改正では、第３条で生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯に

わたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と定義されました。

平成20年(2008年)２月には中央教育審議会から、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」という答申が出され、この答申では、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」や「社会全体の教育力の向上」という施策の方向性と具体的な方策について示されました。

更に平成20年(2008年)６月には社会教育法の改正により、第３条第２項に、国及び地方公共団体の任務として「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする」という内容も示されるなど、生涯学習を取り巻く環境は変化をとげています。

４　第３次計画を策定するに向けての方針

次に、計画の進行管理を行う中での課題に対応する生涯学習施策の方針を示す必要があります。具体的には、第２次生涯学習推進計画策定以降の機構改革、特に平成24年度(2012年度)の機構改革によって中央公民館を生涯学習課に統合し、生涯学習推進本部事務局である生涯学習課において、地区公民館を所管することとなり、より事務局と施設が連携できる体制になったことがあげられます。第２次生涯学習推進計画において取り組んできた事業をより効果的に展開できるように、第３次生涯学習（楽習）推進計画においては、施設整備などのハード面のみならず情報の収集や発信及び相談業務などのソフト面を充実できるよう今後の生涯学習施策の方針を示し、その推進を図ります。

これらの背景を踏まえ、将来的な視点や中長期的な施策を盛り込みながら、第３次吹田市生涯学習（楽習）推進計画を策定するものです。

第２章

計画の位置づけと期間

１　計画の位置づけ

本計画は、吹田市の総合計画に掲げられた街の将来像の実現に向けて、生涯学習の推進についての個別計画として位置づけます。

２　計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成３７年度（2025年度）とします。

なお、本計画は、その進捗状況を毎年、調査・把握しながら必要があれば計画の中間年度であり、「吹田市第３次総合計画」の計画期間の最終年度でもある平成32年度（2020年度）に合わせて見直しを行うものとします。

第３章

生涯学習の定義

１　生涯学習とは

生涯学習は、市民一人ひとりが、それぞれに適した手段・方法で、主体的に生涯のあらゆる時期を通じて行う様々な学習をいい、それを通じて豊かで生きがいのある充実した生活の創造をめざすものです。

また、学んだ人が、学習の「受け手」にとどまらず、社会の「創り手」としてその成果を社会に広げ発信し、還元していく過程も生涯学習であるといえます。それは、「学び手」としてだけでなく「教え手」になる過程でも人は様々なことを学んでいるからです。

２　様々な生涯学習活動

生涯学習には、社会教育、学校教育、企業内教育、職業教育・訓練、カルチャーセンターなどの場において行われる意図的な学習のみならず、スポーツによる健康づくりや読書活動、芸術・文化活動、コミュニティ活動、ボランティア活動などのような、必ずしも学習というかたちでは意識されていないけれども自主的に行われている活動、さらには、日常経験やまわりの環境（人、もの、自然など）とふれあう中で偶然何かを学ぶといった、学習として意識せずにしている学習まで、広範囲のものが含まれます。

あなたは、これまでに何らかの学習活動（趣味や体験活動、運動・スポーツ等も含む）をするのに、どのような方法で行いましたか。（複数回答）

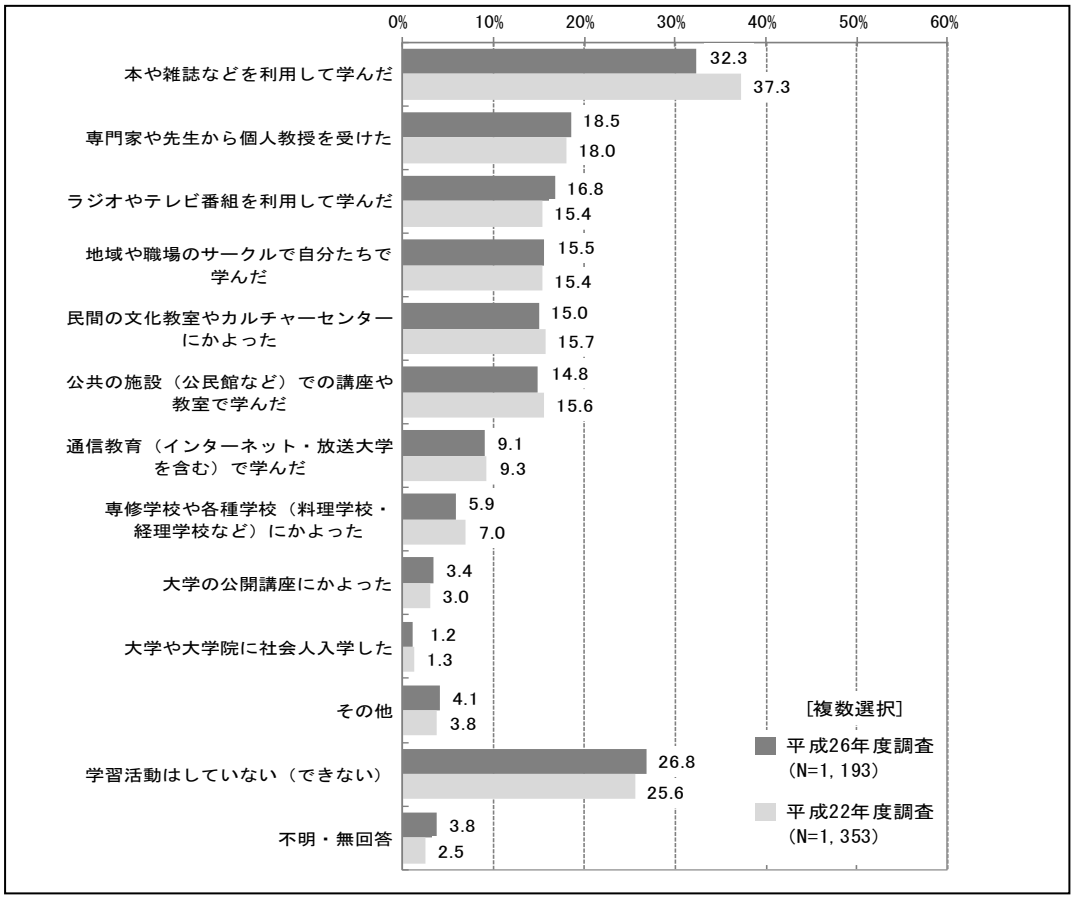

あなたが今後、学習したいのはどのような内容ですか。（複数回答）

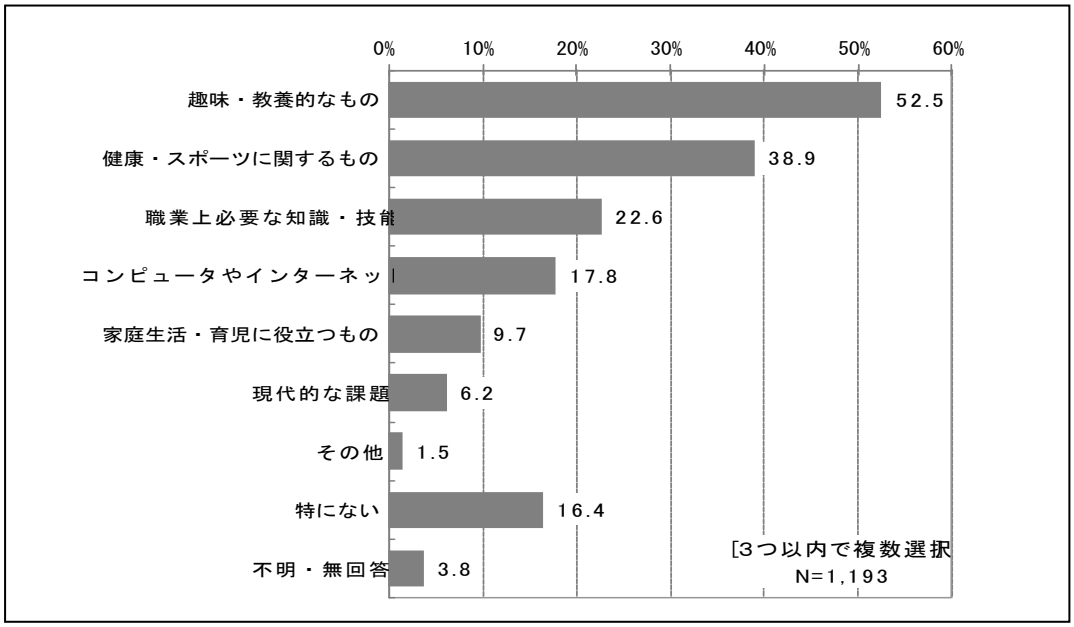

平成26年度（2014年度）吹田市市民意識調査

第４章
生涯学習推進の意義

１　高まる生涯学習の必要性

現代の社会は、平均寿命の上昇、少子高齢化の進行、国際化、高度情報化などにより、人々の価値観やライフスタイルも大きく変化し、自発的かつ主体的に学習する生涯学習は、その必要性・重要性が増々高まっています。

２　現代的課題に対応した学習

自らが健康で心豊かな充実した生活・人生を過ごすためには、一人ひとりが意欲をもって学習を実践していくことが大切です。いろいろな知識や技能を身につけ、教養を高め、その学びを繰り返すことにより、それらの目的は達成できると考えます。

一方、近年では猛暑や集中豪雨など、地球規模での環境の変化が進んでいます。今後発生が予測される震災などの様々な災害に備えるための、防災・安全に対する学習意欲も年々高まっています。社会全体で解決しなければならない課題である防災対策、情報化、人権、男女共同参画、国際理解、少子高齢化、環境問題などの現代的課題※に対応した学習により、複雑化した現代を生き抜く力をつけることも生涯学習の持つ重要な役割の一つであります。

※　現代的課題とは

平成4年(1992年)の国の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において、「現代的課題とは、社会の急激な変化に対応し、人間性豊かな生活を営むために、人々が学習する必要のある課題である」と示されており、情報の活用、人権、男女共同参画型社会、国際理解、高齢化社会、環境などが挙げられています。

近年、これらに加え防災対策、少子化問題なども現代的課題として取り上げられています。

３　スポーツを取り入れた学習の推進

スポーツの推進は、体力の向上や生きがいの創出など、心身の健康づくりに効果的であるとともに、スポーツを通じたコミュニティの形成も期待できます。また、健康寿命の延伸や子どもの低体力化の解消などに対応するためにも、スポーツを取り入れた学習の推進が必要です。

４　循環型の生涯学習

学んだ成果を、ボランティア活動やまちづくり活動などに生かすことによって、地域に対して関心やつながりも深まり、コミュニティの活性化にもつながります。学習と様々なまちづくりの取組とが結びつくことで、よりよいまちづくりにつながっていくことにもなります。このような学習した成果が社会活動に生かされ、次の新たな学びや活動へと結びつく循環型の生涯学習社会の実現が必要です。

学習活動を通じて身につけた知識・経験をどのように生かしていこうと思いますか。

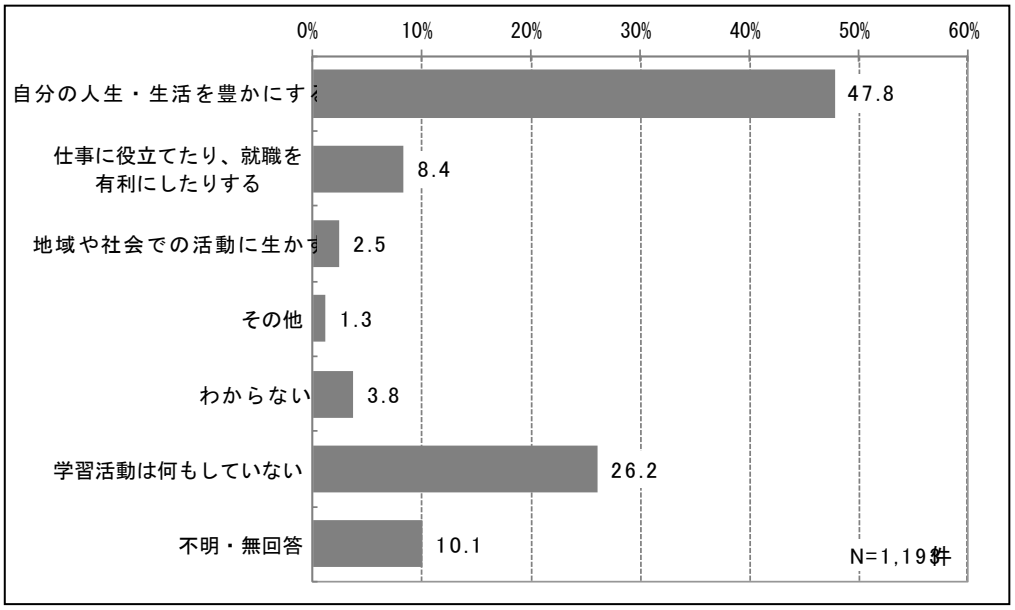

平成26年度（2014年度）吹田市市民意識調査

第５章

生涯学習推進施策の基本的視点

生涯学習の推進施策は、次に掲げる基本的視点を考慮して策定することとします。

- 生涯学習の推進施策は、「人権尊重」の視点を基本とし、「すべての市民」の生涯学習活動を支援します。

- 市は「いつでも、どこでも、だれでも」、生涯学習活動ができるように、すでにある施設や設備、学習機会、情報、人材などの資源をより生かすための全庁的な「体制づくり」を行います。

- 学んだ人がその学習成果を社会に還元し、循環できるよう「学んだ後の活動の場の提供」を図ります。

- 複雑化した現代社会を生き抜く力をつけることが生涯学習の意義であることを明らかにし、これを実現するために防災対策、情報化、人権、男女共同参画、国際理解、少子高齢化、環境問題といった現代的課題に即した講座の提供を図ります。

- 生涯学習の意義として、芸術・文化活動やコミュニティ活動等を通じて、人と人あるいは人と地域がつながり生きがいを創出することに加え、スポーツの観点も取り入れ、すべての市民がスポーツと健康づくりに取り組めるような環境づくりも進めます。

第６章

吹田市の特長と行政の役割

１　吹田市の特長的な学習資源

吹田市には5大学・１研究機関があり、それぞれの機関で公開講座などの市民を対象とした学習機会が提供されています。これらは高等教育・研究機関として専門的な学習資源を有しており、これらと連携することで市民の生涯学習活動をより豊かなものとすることができます。また、吹田市にはこれらの大学に在学する多くの学生が居住しており、クラブ・サークルを通じた多様な活動を行っています。こうした学生の活動と連携することで、生涯学習活動の場に若年層を巻き込むとともに市民の学習機会の創造にもつながることが考えられます。以上のように高等教育・研究機関との連携は、吹田市の生涯学習推進施策の一つの特長として展望できるものと言えます。

もう一つの特長として、市内２９か所に設置した地区公民館を挙げることができます。地区公民館は多くの市民が自宅から気軽に訪れることのできる場所に設置している施設であり、日常的な生涯学習活動の場として中心的な役割を果たすことができます。また、体育館など市内の他施設との連携を深めることで地区公民館の機能を充実させ、これを地域の学習の拠点としてさらに有効に活用することは、市民一人ひとりに開かれた生涯学習の基盤整備のための重要な課題です。

２　生涯学習推進のための行政の役割

生涯学習推進のための行政の役割は、市民が自由に学習を発展させることを支援し、そのための基盤整備を行うことが中心となり、その支援はすべての市民に対して開かれている必要があります。生涯学習活動の基盤整備としては、二つの重要な課題①学習の場と機会をだれもが利用できるように整備すること、②必要な学習情報を集積・発信するための情報ネットワークを整備することがあります。

吹田市においては、学校や公民館、コミュニティセンター、図書館、スポーツ施設など生涯学習施設は充実しておりますが、生涯学習活動にかかわる情報が、それを必要とする人々に十分に届いていない可能性もあります。情報提供を更に充実させていくためには、施設間の連携を進めるとともにインターネットを活用するなど、生涯学習活動に関する情報ネットワークの整備を進めることにより、人々の情報の選択の幅を広げ、すべての人が自由に生き生きと生涯学習活動を行える環境を整えることが可能となります。

また、生涯学習に関する情報の収集や発信に加え、相談機能を充実していくこと、様々な現代的課題（例えば、防災対策、情報化、人権、男女共同参画、国際理解、少子高齢化、環境問題など）に関しての幅広い学習機会を提供することが行政の重要な役割です。生涯学習推進施策はこれらをふまえて計画する必要があります。

生涯学習を盛んにしていくために市はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

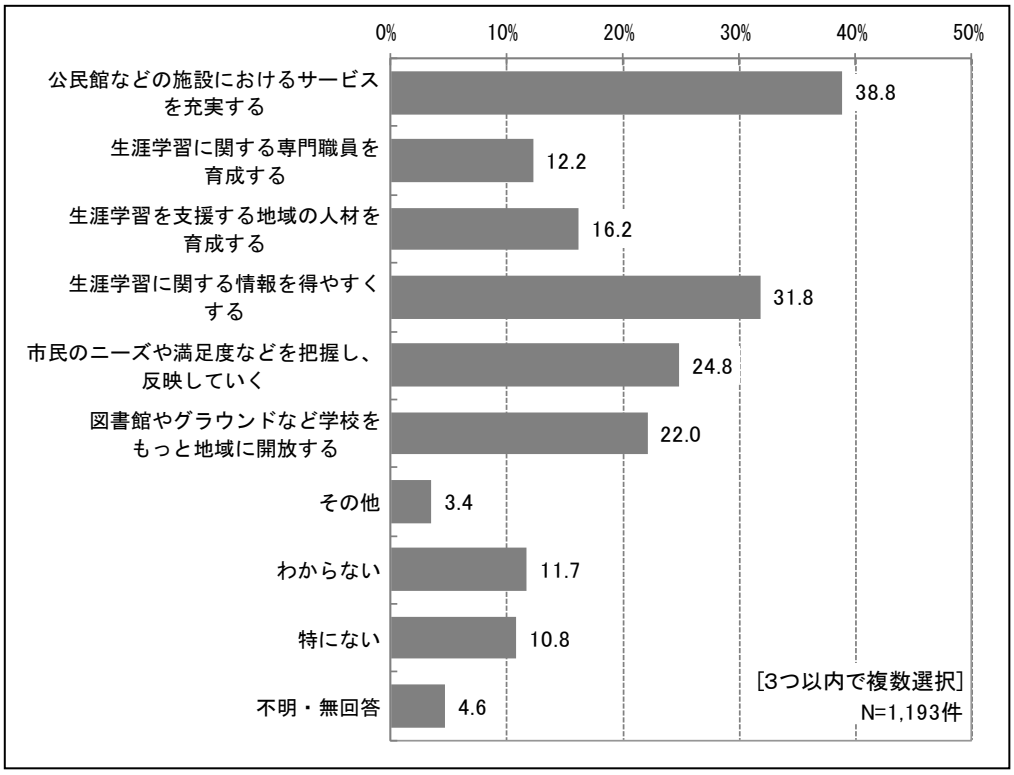

平成26年度（2014年度）吹田市市民意識調査

第７章

これからの生涯学習

近年の高度情報化、国際化、少子高齢化などによる急速な社会変化の進展は、人々の生活様式に様々な影響を及ぼしています。人々の価値観やライフスタイルが多様化するとともに情報の収集が容易になり、その活用能力も急速に向上するに伴い、この変化する社会に適応していくための学習へのニーズは年々増大しています。

このような近年の生活環境の変化にともない、人々の暮らしは大きく変化し、快適で便利な環境が整う一方、防災対策、情報化、人権、男女共同参画、国際理解、少子高齢化、環境問題などの現代的課題も多様化しています。複雑化した現代を生き抜く力をつけることが生涯学習の意義であり、そのための講座や情報の提供も必要となります。

また、芸術・文化活動やコミュニティ活動等を通じて、人と人あるいは人と地域がつながり生きがいを創出することに加え、運動やスポーツについても、心身の健康づくりにとどまらず、世代を超えてのコミュニティを形成することが可能です。運動やスポーツを生涯学習の重要な要素として取り入れ、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる環境づくりを生涯学習の役割の一つとして施策を進めていきます。

基本計画（案）

施策体系

基本方向Ⅰ　推進体制の整備

基本方向Ⅱ　活動の支援

基本方向Ⅲ　活動の場の整備

基本方向Ⅳ　広範な学習機会づくり

基本方向Ⅴ　スポーツを通じた学習の推進

基本計画　施策体系

基本目標	基本方向	推進施策
「いつでも、どこでも、だれでも　学べる環境づくり」	Ⅰ．推進体制の整備	1　全庁的な推進
		2　市民参加による推進
	Ⅱ．活動の支援	1　市民の学習に対する支援・ボランティア活動への支援
		2　生涯学習に関する相談機能の充実
		3　ＩＣＴを活用した学習情報の収集・発信
	Ⅲ．活動の場の整備	1　公民館を中心とした生涯学習関連施設の機能強化・ネットワークの推進
		2　小・中学校等の施設の活用
	Ⅳ．広範な学習機会づくり	1　現代的課題に応じた学習の場の提供
		2　市民ニーズやライフステージに応じた学習の場の提供
		3　大学・近隣市・民間企業との連携
	Ⅴ．スポーツを通じた学習の推進	1　スポーツを通じた学習の推進
		2　スポーツによるコミュニティの促進
		3　スポーツに触れあえる環境づくりの提供

基本方向 Ⅰ

推進体制の整備

施策の方向

市民の生涯学習活動を支援するための施策をより実効性のあるものにしていくには、推進のための体制づくりが大きな要件となります。また、推進体制は行政だけで完結するのではなく、生涯学習活動の主体である市民の意見を反映するためのしくみを含むことが重要です。

このような観点をもとに、市長を本部長とする生涯学習推進本部を中心に、さらに広範囲にわたる生涯学習関連施策の総合調整機能を充実するための取組を行います。

生涯学習推進本部

生涯学習推進本部の設置	設置年月日	平成５年（1993 年）５月 14 日
	総　括　者	本 部 長：市長 副本部長：副市長、教育長
	構　　成	本部会議：　本部長、副本部長、部長級職員等 幹 事 会：　関係室・課長等 推 進 員：　各部の生涯学習関連事業実務担当者
生涯学習推進専門研究員	生涯学習推進本部の所掌事務に関する専門的事項について指導・助言を得る。	

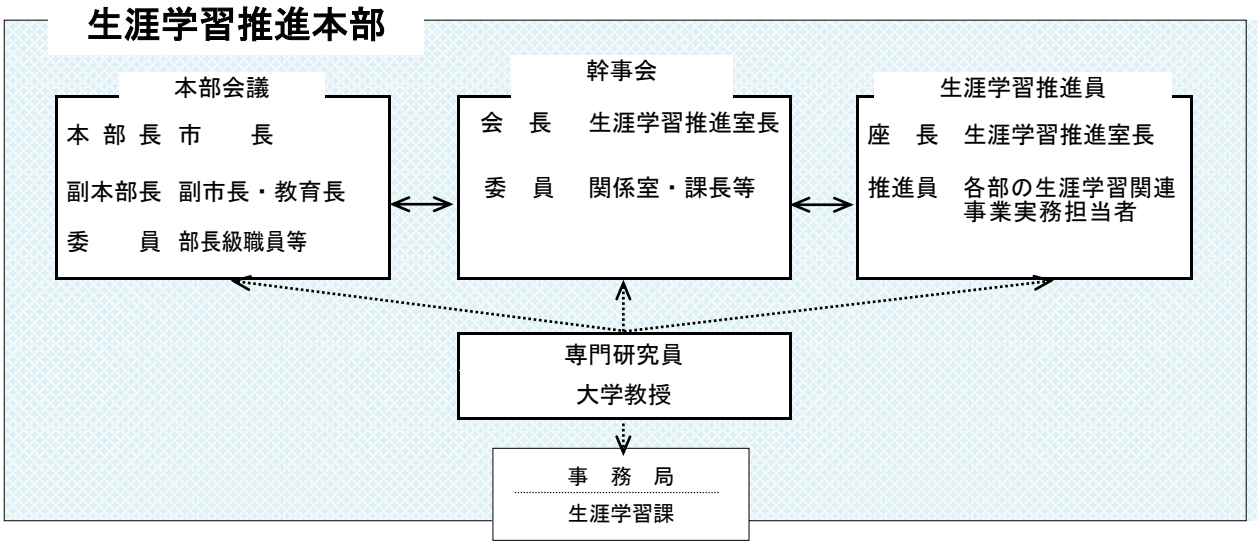

推進施策　1　全庁的な推進

市長を本部長とする全庁的な推進体制の下で、社会の変化に対応しながら、定期的に生涯学習関連の取組について、見直しを行います。

施策内容①	各部局による取組の把握および調整機能の充実（生涯学習推進本部会議・幹事会議・生涯学習推進員会議の定期的な開催による連携）
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇不定期に開催【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇生涯学習推進員会議を毎年開催。第３次生涯学習（楽習）推進計画見直し時には生涯学習推進本部会議と幹事会議を開催【生涯学習課・関係室課】

施策内容②	各部局の事業企画担当者会議の開催
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇未実施【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇事業企画担当者会議の実施【生涯学習課・関係室課】

施策内容③	生涯学習関連施策の強化のための職員研修の実施
担当所管課	人事室・人権平和室・生涯学習課・中央図書館・各室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇生涯学習の視点を踏まえ、人権研修等様々なテーマの職員研修を実施【人事室・人権平和室・各室課】 ◇地区公民館長及び地区公民館企画運営委員等研修の実施 各年１回【生涯学習課】 ◇専門研修参加　延べ 62 回【中央図書館】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇生涯学習の視点を踏まえ、人権研修等様々なテーマの職員研修の充実【人事室・人権平和室】 ◇地区公民館長及び地区公民館企画運営委員等研修の実施　各年１回以上【生涯学

	習課】 ◇専門研修参加　延べ 65 回【中央図書館】

推進施策 2 市民参加による推進

地域における各種団体や生涯学習関連機関等の幅広い市民層からの参加を得て、情報交換等を行い、生涯学習の推進を図ります。

施策内容④	社会教育委員会議等における生涯学習推進施策や事業の進捗状況の点検
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇未実施【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇社会教育委員会議において生涯学習推進施策事業の進捗状況についての点検を実施【生涯学習課】

各所管が実施する事業に市民スタッフを登用します。

施策内容⑤	市民スタッフ制度の充実
担当所管課	危機管理室・人権平和室・男女共同参画センター・生涯学習課・中央図書館・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇吹田市地域防災リーダー育成講習の受講者数　135 人【危機管理室】 ◇平和に関する市民向け講座の講師として戦争体験者に語り部として参画【人権平和室】 ◇男女共同参画推進員（参画スタッフ）登録人員　244 人【男女共同参画センター】 ◇地区公民館企画運営員委員　450 人【生涯学習課】 ◇図書館登録ボランティア数 530 名【中央図書館】 ◇夏季展示における展示実行委員会委員 19 人、学校教育連携展示における博物館ボランティア 24 人【文化財保護課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇吹田市地域防災リーダー育成講習の受講者数　635 人【危機管理室】 ◇戦争体験者の方々が減少することが予想されるため、その体験を、文書や映像として保存し、伝えていく【人権平和室】 ◇男女共同参画推進員（参画スタッフ）登録人員　250 人【男女共同参画センター】 ◇地区公民館企画運営員委員　468 人【生涯学習課】 ◇図書館登録ボランティア数 1000 名【中央図書館】 夏季展示における展示実行委員会委員 25 人程度、学校教育連携展示における博物館ボランティア 30 人程度【文化財保護課】

基本方向 Ⅱ

活動の支援

施策の方向

市民の生涯学習活動は、ますます多様化し、広がりを見せています。「いつ」「どこで」「何をしたいか」に見合った学習情報を、市民一人ひとりに提供することが求められています。また最近のＩＣＴ技術の急速な進歩により、市民が情報を手に入れる方法も変化しています。したがって、情報を収集して整理し、インターネット等を利用して、一人ひとりがアクセスでき、わかりやすい情報として発信する体制を整えることが必要です。それと同時に、インターネットを使わなくても、必要な生涯学習活動の情報を提供できる体制も整えます。

さらに、学んだ人がその学習成果を社会に還元し、循環できるよう、学んだ後の活動の場を提供します。

推進施策 1 市民の学習に対する支援・ボランティア活動への支援

市民が学習を継続して行うことができるよう支援し、また学習によって習得した成果について、発表したり、活用できる場を提供します。

施策内容⑥	市民が学習の成果を生かせる場の提供
担当所管課	危機管理室・交流活動館・男女共同参画センター・文化のまちづくり室・生涯学習課・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇吹田市・吹田市自治会連合協議会合同防災訓練の開催　年 1 回【危機管理室】 ◇地域行事「人・つながり・きしべプラザ」において「つながり文化講座」での学習の成果の展示や舞台発表の実施　年 1 回【交流活動館】 ◇男女共同参画推進員（参画スタッフ）活動延べ人員　3,379 人【男女共同参画センター】 ◇市民協働学習センター運営委員 12 名、市民協働学習センター協力員 16 名【文化のまちづくり室】 ◇地区公民館企画運営委員　450 人【生涯学習課】 ◇生涯学習人材バンク登録者　88 人【生涯学習課】 ◇講座・ワークショップ等の普及活動の講師 45 回、『博物館だより』への執筆 6 件【文化財保護課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇吹田市・吹田市自治会連合協議会合同防災訓練の開催　年 1 回【危機管理室】 ◇地域行事「人・つながり・きしべプラザ」において、つながり文化講座での学習の成果の展示

	や舞台発表の実施　年１回【交流活動館】 ◇男女共同参画推進員（参画スタッフ）活動延べ人員　3,380 人【男女共同参画センター】 ◇市民協働学習センター運営委員 24 名、市民協働学習センター協力員 80 名【文化のまちづくり室】 ◇地区公民館企画運営委員　468 人【生涯学習課】 ◇生涯学習人材バンク登録者　150 人【生涯学習課】 ◇講座・ワークショップ等の普及活動の講師 45 回、『博物館だより』への執筆 6 件【文化財保護課】

多彩な個性や技能を持つ市民が地域で活躍できるように支援します。

施策内容⑦	多彩な技能を持つ市民の紹介
担当所管課	広報課・生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇市ホームページに生涯学習人材バンクを掲載【広報課】 ◇生涯学習人材バンク　登録者数 88 人【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇市ホームページに生涯学習人材バンクを掲載【広報課】 ◇生涯学習人材バンク　登録者数　150 人【生涯学習課】

施策内容⑧	学習グループやサークル等の情報の収集と発信
担当所管課	広報課・地域自治推進室・生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇市ホームページに生涯学習活動団体登録制度（さーくるネット）を掲載【広報課】 ◇ボランティアグループ・NPO ガイドブック掲載団体　285 団体【地域自治推進室】 ◇生涯学習活動団体登録制度（さーくるネット）登録団体　304 団体【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇市ホームページに生涯学習活動団体登録制度（さーくるネット）を掲載【広報課】 ◇ボランティアグループ・NPO ガイドブック掲載団体　340 団体【地域自治推進室】 ◇生涯学習活動団体登録制度（さーくるネット）登録団体　360 団体【生涯学習課】

ボランティア活動を含む市民の自主的活動に対する支援を積極的に行います。

施策内容⑨	ボランティア活動への支援
担当所管課	地域自治推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇ボランティアフェスティバル来場者数　1,350 人【地域自治推進室】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇ボランティアフェスティバル来場者数　1,500 人【地域自治推進室】

市民活動や NPO との連携を推進します。

施策内容⑩	市民活動・NPO への支援
担当所管課	地域自治推進室・保健センター・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇市民公益活動促進補助金事業申請団体数　20 団体【地域自治推進室】 ◇健康づくり自主グループの支援【保健センター】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇市民公益活動促進補助金事業申請団体数　20 団体以上【地域自治推進室】 ◇健康づくり自主グループの支援の継続【保健センター】

保育付き講座や手話通訳付き講座等を開催し、だれもが気軽に学べる環境を整えます。

施策内容⑪	保育付き講座の開催
担当所管課	男女共同参画センター・のびのび子育てプラザ・保健センター・生涯学習課・中央図書館・関係室課
実　績	◇保育付き講座の実施　33 講座【男女共同参画センター】

平成 26 年度（2014 年度）	◇保育付き講座　２９回開催【のびのび子育てプラザ】 ◇市民健康教室にて保育付き講座の実施【保健センター】 ◇保育付き子育て講座の実施　12 回【生涯学習課】 ◇保育付き講座の実施　９回【中央図書館】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇保育付き講座の実施　33 講座【男女共同参画センター】 ◇保育付き講座　３０回開催【のびのび子育てプラザ】 ◇市民健康教室等にて保育付き講座の継続【保健センター】 ◇保育付き子育て講座の実施　15 回【生涯学習課】 ◇保育付き講座の実施　10 回【中央図書館】

施策内容⑫	手話通訳付き講座の開催など障がい者が参加しやすい環境づくり
担当所管課	障がい福祉室・保健センター・生涯学習課・中央図書館・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇手話奉仕員養成講座 入門ｺｰｽ受講修了者　46 人・上級ｺｰｽ受講修了者　26 人【障がい福祉室】 ◇手話通訳付き食育講演会の実施【保健センター】 ◇手話通訳付き聴言障がい者教養講座の実施　10 回【生涯学習課】 ◇手話通訳付き講座の実施　５回【中央図書館】 ◇視覚以外の五感を用いて展示鑑賞する展示を年１回実施【文化財保護課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇手話奉仕員養成講座　入門ｺｰｽ受講修了者 80 人・上級ｺｰｽ受講修了者　80 人【障がい福祉室】 ◇食育講演会等にて手話通訳付き講座の継続【保健センター】 ◇手話通訳付き聴言障がい者教養講座の実施　12 回【生涯学習課】 ◇手話通訳付き講座の実施　14 回【中央図書館】 ◇さわる展示の常設展コーナーの開設と常設展示にもさわる展示を取り入れる【文化財保護課】

学校教育との連携を図り、児童・生徒への生涯学習を推進します。

施策内容⑬	学校との連携及び児童・生徒への生涯学習の推進
担当所管課	生涯学習課・中央図書館・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　年６回【生涯学習課】 ◇学校対象行事参加人数 2,806 人　団体貸出冊数 7,389 冊【中央図書館】

	◇小学校３年生の社会科と連携した展示を年１回実施【文化財保護課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　年７回【生涯学習課】 ◇学校対象行事参加人数 3,000 人　団体貸出冊数 10,000 冊【中央図書館】 ◇小学校 3 年生の社会科と連携した展示を年 1 回実施。夏休みを会期とする自然と環境をテーマとする夏季展示を学校教育との連携を深める【文化財保護課】

推進施策　2　生涯学習に関する相談機能の充実

生涯学習に関する相談窓口を設置し、生涯学習に関する相談を充実します。

施策内容⑭	生涯学習情報提供や学習相談の充実
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇生涯学習情報提供コーナーの開設【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇生涯学習情報提供コーナーにおける情報提供の充実【生涯学習課】

施策内容⑮	自宅等からでも気軽にできる方法での情報提供や相談の実施
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇未実施【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇インターネットを活用した生涯学習に関する相談の対応【生涯学習課】

施策内容⑯	生涯学習に関連する専門職の充実

担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇社会教育主事の配置【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇社会教育主事の配置及び関係室課への生涯学習施策への助言等の充実【生涯学習課】

地域における生涯学習に関する相談に対応します。

施策内容⑰	地区公民館における学習情報の提供や簡単な相談への対応
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇地区公民館企画運営委員等研修会や事務員研修会の実施　各１回【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇地区公民館企画運営委員等研修会や事務員研修会の実施による地域における生涯学習に関する相談の充実　各１回以上　【生涯学習課】

児童・生徒等へ生涯学習に関する情報を提供します。

施策内容⑱	児童・生徒への情報提供の充実・ＰＴＡを通じての情報提供の充実
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇吹田市ＰＴＡ大会での講演を行う講師の情報提供　年１回【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇吹田市ＰＴＡ協議会を通じての情報提供　年１回以上【生涯学習課】

民間や近隣市町村等において提供されている学習情報を適切な方法で提供します。

施策内容⑲	民間・近隣市町村等の学習情報の収集と提供

担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇生涯学習情報提供コーナーにおいて実施【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇生涯学習情報提供コーナーにおける民間や近隣市町村等の情報提供の充実【生涯学習課】

学習活動を行うときの情報源は何ですか。（複数回答）

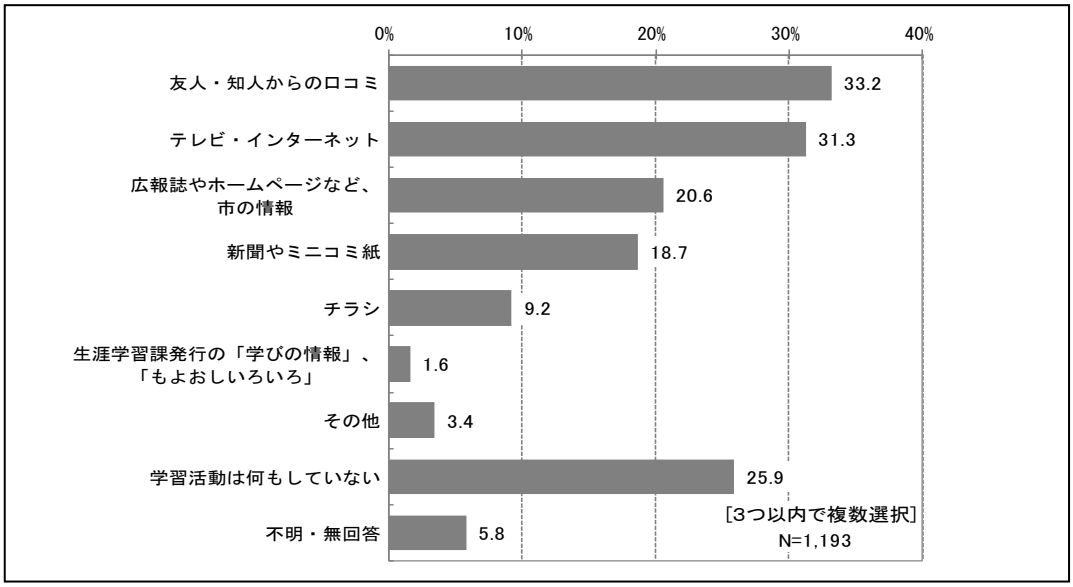

平成26年度（2014年度）吹田市市民意識調査

推進施策　3　ICTを活用した学習情報の収集･発信

多様化する市民の学習ニーズに対応するため、学習情報の収集や発信、学習機会や施設利用等の情報提供のネットワーク化をすすめます。

施策内容⑳	生涯学習に関する講座等情報のインターネットを通じた発信
担当所管課	広報課・情報政策室・生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇市ホームページにおける生涯学習講座情報の提供【広報課・情報政策室・生涯学習課・関係室課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇市ホームページにおける生涯学習講座情報提供の充実【広報課・情報政策室・生涯学習課・関係室課】

施策内容㉑	インターネットによる講座申込みの実施
担当所管課	情報政策室・生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇未実施【情報政策課・生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇イベントＷｅｂ予約システムの構築・導入【情報政策室・生涯学習課・関係室課】

施策内容㉒	講座内容のインターネットを通じた配信（自宅でも学習できる環境の整備）
担当所管課	情報政策課・生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇未実施【情報政策課・生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇生涯学習吹田市民大学講座等の内容をインターネットを通じて配信【情報政策課・生涯学習課・関係室課】

施策内容㉓	講座終了後のアンケートをインターネット上にて実施し、市民の学習ニーズの把握
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇未実施【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇講座終了後のアンケートをインターネット上にて実施【生涯学習課】

施策内容㉔	生涯学習人材バンクや学習グループ・サークル等の情報のシステム化

担当所管課	広報課・生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇生涯学習人材バンク･サークル情報を市ホームページにおいて掲載【広報課・生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇生涯学習人材バンクや学習グループ・サークル等の情報のシステム化し市ホームページおいて掲載【広報課・生涯学習課】

施策内容㉕	生涯学習に関する情報誌等の情報提供
担当所管課	生涯学習課・中央図書館・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇市ホームページにおいて生涯学習情報誌を掲載【生涯学習課】 ◇メールマガジン発行回数 24 回【中央図書館】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇生涯学習に関する情報を一元的に取りまとめた冊子の発行及び市ホームページでの周知【生涯学習課】 ◇メールマガジン発行回数 24 回【中央図書館】

基本方向 Ⅲ	活動の場の整備

施策の方向

地区公民館は多くの市民が自宅から気軽に訪れることのできる場所に整備されている施設です。地域の生涯学習の拠点として、日常的な学習活動の場として中心的な役割を果たし、さらに有効に活用することが必要です。現在、地域の学習ニーズをより細かく捉えるよう、各地区公民館に企画運営委員を設置しており、今後もその機能を充実させるとともに、学習情報の提供や学習に関する簡単な相談に応じられる体制を整えます。また、生涯学習関連施設の機能強化という観点から、総合的に設備の充実や改修を行い、近隣の生涯学習関連施設間のネットワーク化を進めます。

推進施策 1　公民館を中心とした生涯学習関連施設の機能強化・ネットワークの推進

地区公民館をはじめとする市の公共施設を地域住民の生涯学習の場として、より有効に活用する手段を講じます。

施策内容㉖	生涯学習関連施設の改修計画等の総合的な管理と中長期的な計画の策定
担当所管課	資産経営室・生涯学習課・中央図書館・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇平成 25 年度策定した吹田市公共施設最適化計画【方針編】で定めた生涯学習関連施設も含めた一般建築物最適化推進の５つの基本方針に基づき「全市的な一般建築物の最適化に向けた取組方策」や「用途分類別における施設の方向性」について盛り込んだ同計画【実施編】(素案)を全庁的に取りまとめ【資産経営室】 ◇千一地区公民館建設工事、南吹田地区公民館建設工事に伴う設計業務、豊一地区公民館改修工事に伴う設計業務【生涯学習課】 ◇未実施【中央図書館】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇公共施設最適化計画に基づき、築後経過年数や劣化状況を踏まえて大規模修繕等の検討を進める【資産経営室】 ◇地区公民館改修(改築)計画に基づき、開館又は前回改修後の年数の経過した館から順に毎年１館、改修工事を実施【生涯学習課】 ◇中央図書館、地域館の整備【中央図書館】

施策内容㉗	生涯学習関連施設において、障がい者や高齢者が安心して利用できる施設となるよう機能・設備の充実
担当所管課	資産経営室・障がい福祉室・生涯学習課・中央図書館
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇平成 25 年度策定した吹田市公共施設最適化計画【方針編】で定めた生涯学習関連施設も含めた一般建築物最適化推進の５つの基本方針に基づき「全市的な一般建築物の最適化に向けた取組方策」や「用途分類別における施設の方向性」について盛り込んだ同計画【実施編】（素案）を全庁的に取りまとめ【資産経営室】 ◇未実施【障がい福祉室】 ◇千一地区公民館建設工事、南吹田地区公民館建設工事に伴う設計業務、豊一地区公民館改修工事に伴う設計業務【生涯学習課】 ◇未実施【中央図書館】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇改修工事等に合わせて、バリアフリー化など施設の機能の向上を進める【資産経営室】 ◇新設、改修工事があった際にバリアフリー吹田市民会議の開催【障がい福祉室】 ◇改修工事等に合わせて、バリアフリー化等施設の充実　年１館【生涯学習課】 ◇中央図書館、地域館の整備バリアフリー化【中央図書館】

公民館を中心とした地域における関連施設のネットワーク化を図ります。

施策内容㉘	近隣の地区公民館を含めた地域の生涯学習関連施設間での定期的な情報交換の場を設けることによる連携強化
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇地区公民館企画運営委員等研修会の実施　年１回 地区公民館ブロック別意見交流会の実施　年７回【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇地区公民館ブロック別意見交流会の実施　年１回 地区公民館ブロック別意見交流会の実施　年１５回【生涯学習課】 ◇生涯学習関連施設の連携会議の設定及び開催【生涯学習課・関係室課】

学習者と学習施設の関連を施設機能や立地等の要素を考慮しながら体系化し、施設の有効活用に努めます。

施策内容㉙	生涯学習関連施設マップの作成
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇学習施設ガイド「ひろがれ」の発行【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇学習施設ガイド「ひろがれ」の充実【生涯学習課】

推進施策　2　小・中学校等の施設の活用

学校教育施設を地域住民の生涯学習の場として、より有効に活用する手段を講じます。

施策内容㉚	小・中学校教室開放事業の実施
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇小・中学校教室開放事業の利用件数　年 124 件【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇小・中学校教室開放事業の利用件数　年 180 件【生涯学習課】

施策内容㉛	市内大学連携講座の実施
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇大学連携講座　延べ受講者数　2,087 人【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇大学連携講座　延べ受講者数　3,000 人【生涯学習課】

基本方向Ⅳ　広範な学習機会づくり

施策の方向

多くの人々が、さまざまなテーマの、そして多様なレベルの学習を希望するようになっています。また、ライフスタイルも多様化し、学びたい時間や場所も多様になっています。このように多様な学習要求に応えていくために、引き続き行政だけでなく、ＮＰＯ、市民、民間企業等と協力して学習の機会を提供します。

市民の生涯学習活動は、さまざまな領域に多岐にわたっており、その中で現代的課題応じた講座を実施し、地域における課題の解決に関する気づきの機会を市民に提供することが行政の担うべき役割です。また、大学等の高等教育機関や研究機関等のもっている知識を、より多くの市民と共有し、地域における活動や問題解決のために、高等教育機関や研究機関等の研究者や学生と市民が協働していくことも重要です。それらを支援するために、高等教育機関や研究機関等と総合的に連携していく体制づくりを進めます。

推進施策　1　現代的課題に応じた学習の場の提供

複雑化した現代を生き抜く力を市民が身につけるため、現代的課題に応じた多様な学習機会を提供します。

施策内容㉜	ＮＰＯ、市民、民間企業と協力した学習機会の提供
担当所管課	地域自治推進室・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇テーマカフェの開催回数　12 回【地域自治推進室】 ◇夏季展示における展示実行委員会を組織しての展示の企画・運営　1　回 学校教育連携展示における博物館ボランティアによる展示の企画・運営 1 回 【文化財保護課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇テーマカフェの開催回数　12 回【地域自治推進室】 ◇夏季展示における展示実行委員会を組織しての展示の企画・運営　1　回 学校教育連携展示における博物館ボランティアによる展示の企画・運営 1 回 【文化財保護課】

多様なレベル・形態・時間帯での学習機会の提供を行います。

施策内容㉝	生涯学習吹田市民大学の開設
担当所管課	生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇現代的課題に応じた生涯学習吹田市民大学講座の開催回数　年 28 回【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇現代的課題に応じた生涯学習吹田市民大学講座の開催回数　年 30 回【生涯学習課】

施策内容㉞	現代的課題に応じた講座の実施
担当所管課	危機管理室・人権平和室・男女共同参画センター・文化のまちづくり室・保健センター・環境政策室・生涯学習課・中央図書館・消防本部・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇防災や防犯に関する講座の開催　年 106 回【危機管理室】 ◇吹田市人権啓発推進協議会における地区委員会（小学校区）活動　年 165 回【人権平和室】 ◇男女共同参画に関する講座等の開催　145 回【男女共同参画センター】 ◇国際理解に関する講座等の開催　８回【文化のまちづくり室】 ◇健康に関する講座の実施【保健センター】 ◇ごみ減量等に関する出前講座４回・すいたシニア環境大学受講者１７人【環境政策室】 ◇吹田市生涯学習出前講座の開催　年 28 回【生涯学習課】 ◇図書館講座じゅずつなぎの実施　７回、出前講座 13 回【中央図書館】 ◇応急手当普及啓発に関する救命講習の受講者数　８，９４６人【消防本部】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇防災や防犯に関する講座の開催　年 110 回【危機管理室】 ◇吹田市人権啓発推進協議会における地区委員会（小学校区）活動　年 108 回【人権平和室】 ◇男女共同参画に関する講座等の開催　150 回【男女共同参画センター】

	◇国際理解に関する講座等の開催　　16 回【文化のまちづくり室】 ◇健康に関する講座の充実【保健センター】 ◇ごみ減量、地球温暖化等に関する出前講座４回　すいた環境サポーター養成講座受講者 30 人【環境政策室】 ◇吹田市生涯学習出前講座の開催　年 36 回【生涯学習課】 ◇図書館講座じゅずつなぎの実施　７回、出前講座 18 回【中央図書館】 ◇応急手当普及啓発に関する救命講習の受講者数　１０，０００人【消防本部】

推進施策　2　市民のニーズやライフステージに応じた学習の機会の提供

費用や設備・参加条件等に配慮し、市民が参加しやすいよう学習の機会を提供します。

施策内容㉟	学習機会の均等の原則に配慮した学習費用の受益者負担の設定
担当所管課	企画政策室・生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇定期的な施設使用料の見直し【企画政策室】 ◇すべての市民が参加しやすいよう講座受講料を設定し講座を開催【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇「受益と負担の公平性の確保」の観点から定期的な施設使用料の見直し【企画政策室】 ◇すべての市民が参加しやすいよう講座受講料を設定し講座を開催【生涯学習課】

施策内容㊱	市民のニーズに応じて時間帯等に配慮をした上で学習機会を提供
担当所管課	男女共同参画センター・保健センター・生涯学習課・中央図書館・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇主催講座等回数　145 回【男女共同参画センター】 ◇父親育児教室を土曜日に実施　12 回　【保健センター】 ◇聴言障がい者教養講座を土日や夜間に実施　10 回　【生涯学習課】 ◇成人向け行事 151 回、児童向け行事 1,299 回【中央図書館】

目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇主催講座等回数　150 回【男女共同参画センター】 ◇父親育児教室の土曜日実施を継続【保健センター】 ◇受講者アンケートを実施し市民ニーズを把握し、より多くの市民が講座を受講できる環境の整備【生涯学習課】 ◇成人向け行事 200 回、児童向け行事 1,350 回【中央図書館】

あなたは、学習活動をした時や、したいと思ったとき、特に困ることがありますか。（複数回答）

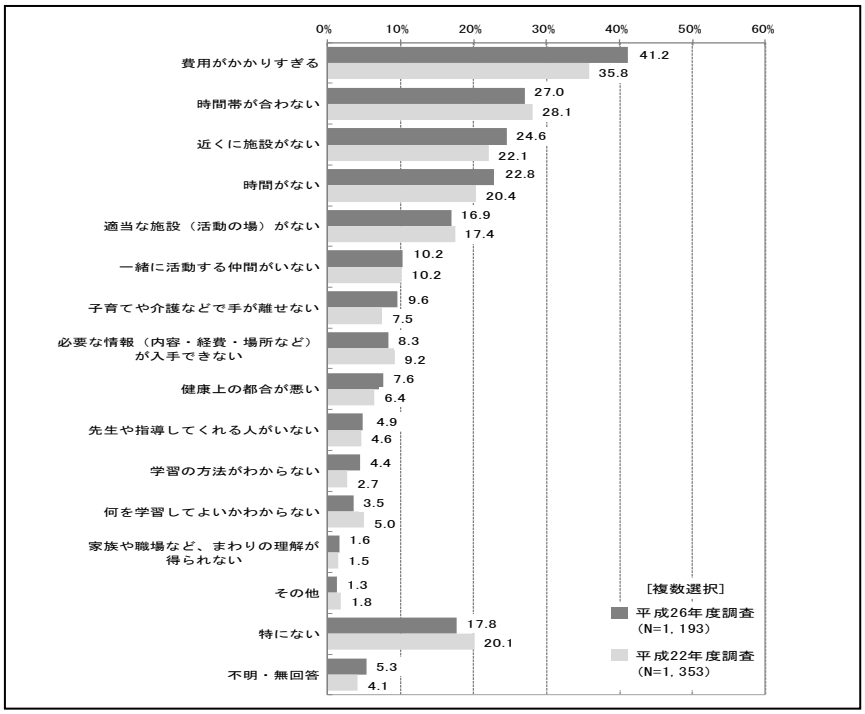

平成 26 年度（2014 年度）吹田市市民意識調査

生涯を通じて学習活動への支援を行うために、人生のライフステージを乳幼児期、学齢期、成年期、壮年期、高齢期と捉え、各ライフステージにおける特徴や課題を踏まえた学習内容を提供します。

施策内容㊲	乳幼児期や学齢期を対象にした講座の実施や情報提供
担当所管課	生涯学習課・中央図書館・青少年室・青少年クリエイティブセンター・関係室課
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　６回【生涯学習課】 ◇ブックスタート配布冊数　2,730 冊(83%)【中央図書館】 ◇こどもプラザ事業（太陽の広場）の実施　３５小学校区、各地域教育協議会による小・中学生対象事業の実施　１８中学校区【青少年室】 ◇主催事業の実施　実施回数 462 回　延参加者数 9,960 名【青少年クリエイティブセンター】

目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　７回【生涯学習課】 ◇ブックスタート配布冊数 100%【中央図書館】 ◇こどもプラザ事業（太陽の広場）の実施　３６小学校区、各地域教育協議会による小・中学生対象事業の実施　１８中学校区【青少年室】 ◇主催事業の実施　実施回数 554 回　参加者数 11,952 名【青少年クリエイティブセンター】

施策内容㊳	家庭教育に関する講座の開設や情報提供
担当所管課	人権平和室・保健センター・生涯学習課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇家庭教育学級連絡会において平和や健康についての啓発及び講座等の情報提供【人権平和室・保健センター】 ◇家庭教育学級の延べ参加者数　4,835 人【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇家庭教育学級連絡会において平和や健康についての啓発及び講座等の情報提供を充実【人権平和室・保健センター】 ◇家庭教育学級の延べ参加者数　5,400 人【生涯学習課】

施策内容㊴	高齢者の生きがいづくりの推進
担当所管課	高齢政策課・生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇いきがい教室延べ受講者数　6,782 人【高齢政策課】 ◇生涯学習吹田市民大学講座延べ受講者数　2,250 人【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇いきがい教室延べ受講者数　7,600 人【高齢政策課】 ◇生涯学習吹田市民大学講座延べ受講者数　3,270 人【生涯学習課】

推進施策 3 大学・近隣市・民間企業との連携

大学等の高等教育機関や研究機関等の持つ人的資源（研究者や学生）との協力体制づくりに努めるとともに、大学や近隣市との連携講座の開催や民間企業との連携を図り、市民の生涯学習活動の支援につなげます。

施策内容㊵	大学等高等教育機関・研究機関との連携の強化
担当所管課	危機管理室・文化のまちづくり室・生涯学習課・中央図書館・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇平成 25 年５月に関西大学と「災害に強いまちづくりにおける連携協定」を締結【危機管理室】 ◇市内５大学１研究機関と連携協力に関する基本協定の締結、連携推進協議会（関西大学・大阪学院大学・千里金蘭大学・大和大学）の開催　７回【文化のまちづくり室】 ◇大学連携講座　延べ受講者数　2,087 人【生涯学習課】 ◇市内の大学図書館の市民利用４校【中央図書館】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇市内の大学と災害時の連携協定の締結を促進【危機管理室】 ◇市内５大学１研究機関との連携推進協議会の開催 12 回【文化のまちづくり室】 ◇大学連携講座　延べ受講者数　3,000 人【生涯学習課】 ◇市内の全大学において図書館の市民利用を実施【中央図書館】

施策内容㊶	近隣市との連携
担当所管課	危機管理室・生涯学習課・中央図書館・文化財保護課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇三島地域（吹田、高槻、茨木、摂津、島本）自主防災組織指導者育成セミナーの開催　年１回【危機管理室】 ◇おおさかふみんネット生涯学習広域講座　延べ参加者数　447 人【生涯学習課】 ◇図書館の広域連携（相互利用）事業　豊中市、大阪市と連携試行の実施　【中央図書館】 ◇北大阪７市３町が連携した北大阪ミュージアム・ネットワークとしてメッセ、連携展示、シンポジウム、歴史街道推進協議会としてリレートークを各１回開催【文化財保護課】

目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇三島地域（吹田、高槻、茨木、摂津、島本）自主防災組織指導者育成セミナーの開催　年１回【危機管理室】 ◇おおさかふみんネット生涯学習広域講座　延べ参加者数　650 人【生涯学習課】 ◇北摂地区の全市との広域連携（相互利用）を実施【中央図書館】 ◇北大阪７市３町が連携した北大阪ミュージアム・ネットワークとしてメッセ、連携展示、シンポジウム、歴史街道推進協議会としてリレートークを各 １ 回開催【文化財保護課】

施策内容㊷	民間企業との連携
担当所管課	生涯学習課・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇ＣＳＲの推進を目的にした講座の開催や生涯学習関連情報の提供【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇ＣＳＲの推進を目的にした講座の開催や生涯学習関連情報提供の充実【生涯学習課】

基本方向 V	スポーツを通じた学習の推進

施策の方向

近年、「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しめる環境づくりが生涯学習の重要な要素となっており、体育施設や小・中学校でのスポーツ活動の場およびプログラムを提供することで、生涯スポーツを推進します。

地域におけるスポーツを通じた交流は、地域の一体感や活力を生み出だし、地域社会再生に大きく貢献できるため、変化するニーズを把握しながら、自らが主体的にスポーツ活動に取り組める環境づくりを支援します。

また、トップレベルのスポーツを「みる」ことはスポーツに関心を持ち、素晴らしさを感じ、スポーツをはじめるきっかけとなるため、トップアスリートが参加する大会や市内で開催されるスポーツ大会等の情報を提供します。

スポーツ活動は、体力の向上や生きがいの創出等、心身の健康づくりに効果的です。いつまでも健康で、いきいきと暮らすために、スポーツを通じた生涯学習を推進します。

推進施策 1 スポーツを通じた学習の推進

気軽にスポーツを楽しむことができる機会と場を提供し、生涯学習環境の充実を図ります。

施策内容㊸	インターネット等を通じた家庭でできる運動プログラムの発信
担当所管課	広報課・スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇報道提供「すいた笑顔（スマイル）体操」（平成 27 年 1 月 27 日朝日新聞掲載）、広報番組「お元気ですか！すいたのみなさん」で特集（平成 27 年 3 月 1 日～10 日放送）、市ホームページにおいて「すいた笑顔（スマイル）体操を配信【広報課・スポーツ推進室】 ◇吹田市介護予防事業はつらつ教室　延べ参加者 5,362 人・はつらつ教室ＯＢ会への出前講座　延べ参加者 1,106 人【高齢支援課】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇市ホームページ・ケーブルＴＶでの動画を中心とした運動プログラムの紹介【広報課・スポーツ推進室】 ◇はつらつ教室ＯＢ会への出前講座延参加者 1,680 人参加【高齢支援課】

施策内容㊹	すいた笑顔（スマイル）体操をツールとした事業の推進
担当所管課	スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇公民館事業、図書館事業、および地区市民体育祭、地区行事、健康づくりフェスティバル、障がい者体育祭で実施【スポーツ推進室】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇運動に親しみのない方へ、運動実施へのきっかけづくりとしてスポーツに直接関係のない施設に出向き、スマイル体操を普及し、元気で笑顔なすいたを目指す【スポーツ推進室】

施策内容㊺	スポーツに関する講座やイベントの開催
担当所管課	スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇地域スポーツ指導者養成・市民スポーツ講座・スポーツイベントの実施　参加者数　64,171 人【スポーツ推進室】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇地域スポーツ指導者養成・市民スポーツ講座・スポーツイベントの実施　参加者数　70,580 人【スポーツ推進室】

施策内容㊻	健康寿命の延伸を目指した取り組みの実施
担当所管課	スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇未実施
目標値 平成 37 年度（2025 年度）	◇体育と保健を一体化した取り組みの推進【スポーツ推進室・関係室課】

推進施策 2 スポーツによるコミュニティの促進

スポーツは人と人との交流を促進し、コミュニティの形成を促す効果があります。様々な学習の場において関連部局と連携を取りつつ、自分のスタイル（価値観）で自由にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

施策内容㊼	公民館事業や図書館事業を通した生涯スポーツの充実
担当所管課	スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇公民館における講座の実施 14 館・図書館における講座の実施　参加者数 361 人【スポーツ推進室】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇公民館における講座の実施 29 館・図書館における講座の実施　参加者数 461 人【スポーツ推進室】

施策内容㊽	運動に親しみの無い方も地域スポーツの活動に参加できる環境の充実
担当所管課	スポーツ推進室・関係室課
実　績 平成 26 年度（2014 年度）	◇地域スポーツ促進事業（全市・地区行事）・学校体育施設開放事業・中学校運動場ナイター施設開放事業参加者数　512,182 人【スポーツ推進室】
目　標 平成 37 年度（2025 年度）	◇地域スポーツ促進事業（全市・地区行事）・学校体育施設開放事業・中学校運動場ナイター施設開放事業参加者数　670,744 人【スポーツ推進室】

推進施策 3 スポーツにふれあえる環境づくりの提供

トップレベルの試合に触れ、応援する楽しさ、すばらしさを感じることができる「観るスポーツ」を推進し、「するスポーツ」へとつながるように、スポーツの楽しさを体験できる学習機会を提供します。

施策内容㊾	トップアスリートが参加する大会や、市民が参加出来る各種教室・大会の情報提供
担当所管課	広報課・スポーツ推進室
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇広報紙「市報すいた」で情報提供年 12 回【広報課・スポーツ推進室】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇広報紙「市報すいた」及びホームページ等での情報提供　年 18 回【広報課・スポーツ推進室】

施策内容㊿	トップアスリート等によるスポーツ事業の実施
担当所管課	生涯学習課・スポーツ推進室
実　績 平成 26 年度(2014 年度)	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　４回【生涯学習課】
目　標 平成 37 年度(2025 年度)	◇夢と希望を広げる出会い事業の実施　７回【生涯学習課】

あなたは、この１年間にどの程度、運動・スポーツをしましたか。

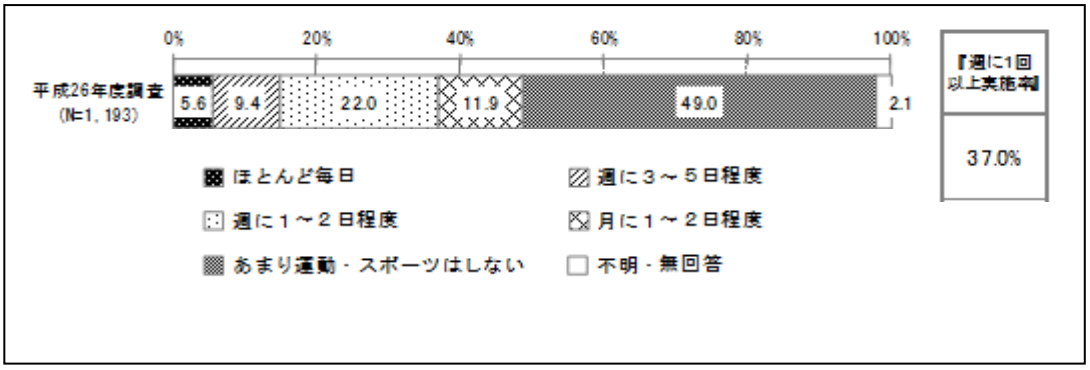

平成 26 年度（2014 年度）吹田市市民意識調査